

【介護職員処遇改善加算について】

登別市社会福祉協議会デイサービスセンターでは、令和2年4月から処遇改善加算Ⅰを算定いたします。

介護職員処遇改善加算Ⅰ 5.9%

1. 処遇改善加算を活用した賃金改善

処遇改善加算Ⅰの算定に伴い、特に定時職員（パート）の賃金改善を重点的に取り組みます。

- ・ 時給ベースの上昇、採用時の資格や経験により更なる加算を実施
- ・ 経験年数等に応じた昇給制度の強化
- ・ 業務に対する技能や能力による月額手当や入浴介助等回数手当制度の構築
- ・ 基本給や手当による改善（正職員、準職員）

2. キャリアパス要件の実施状況

処遇改善加算制度に基づく、次のキャリアパス要件を満たしています。

①キャリアパス要件Ⅰ

イ 介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。

ハ イ及びロの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。

②キャリアパス要件Ⅱ

イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び一又は二に掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

一 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT,OFF-JT等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。

二 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。

ロ イについて、全ての介護職員に周知していること。

③キャリアパス要件Ⅲ

次のイ及びロを満たすこと。

イ 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次の一から三までのいずれかに該当する仕組みであること。

✓一 経験に応じて昇給する仕組み

「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。

✓二 資格等に応じて昇給する仕組み

「介護福祉士」や「実務研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。

三 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み。

「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

ロ イの内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。

3. 職場環境等要件の実施状況

処遇改善加算制度に基づく、次の職場環境等要件を満たしています。

イ 処遇改善加算（I）

平成27年4月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全て介護職員に周知していること。